⑺　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 2 : 00 p.m. 25 April 2017

⑻　Time limit for tender : 2 : 00 p.m. 17 May 2017

⑼　Contact point for the notice : Takahiro Shimokawa, Contract Section, Accounting Division, Hokkaido Regional Development Bureau, Nishi 2-Chome, Kita 8-Jo, Kita-ku, Sapporo, Hokkaido, 060―8511, Japan TEL 011―709―2311 ext. 5247

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年3月24日

分任支出負担行為担当官　中部地方整備局
天竜川ダム統合管理事務所長　北原　　修

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　20

1　調達内容

⑴　品目分類番号　15、29

⑵　調達件名及び数量　平成29年度　天竜川ダム統管電気通信設備保守業務（電子調達システム対象案件）

⑶　調達案件の仕様等　入札説明書等による。

⑷　履行期間　契約締結の翌日から平成30年3月31日まで

⑸　履行場所　入札説明書等による。

⑹　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札回数は原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。

なお、やむを得ない場合を除き予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

⑺　電子調達システムの利用　本件は、競争参加資格確認申請書等（以下、「申請書等」という。）の提出、入札を電子調達システムで行う対象案件である。

なお、電子調達システムの環境設定については、3⑴のＵＲＬより行うこと。

また、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出し、紙入札方式に換えることができる。

電子調達システムによる場合は、電子認証を取得していること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　平成28・29・30年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の認定を受け、A、B、C又はD等級に格付けされた者であること。

⑶　競争参加資格の申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（平成27年12月24日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続を行った者を除く。）でないこと。

⑸　申請書等の受領期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑺　平成14年度以降に、以下の㋐に示す機関等が発注した㋑に示す設備に係わる保守業務、点検業務、製造を完了した履行実績があること（再委託を受けての履行実績を含む）。

なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績をもって、これに代えることができる。

㋐　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

①　国の機関（事業団、特殊会社及び独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む）

②　地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関、第6号に規定する指定地方公共機関）

③　地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社、及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は、地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの）

④　民間企業発注の保守又は点検業務の履行実績（受注者としての実績に限る）

㋑　対象設備は、次の①から⑮までのいずれかとする。

①　多重無線設備
②　端局設備
③　遠方監視設備
④　電話交換設備
⑤　長距離（30㎞以上）用光伝送設備
⑥　移動体通信設備
⑦　ネットワーク設備
⑧　高圧受変電設備
⑨　非常用（又は「自家用」）発電設備（10kVA以上）
⑩　テレメータ観測装置又は放流警報装置
⑪　防災情報システム（防災の用に供する情報の収集、加工、上位局への伝送機能を有するもの）
⑫　河川または道路情報表示設備
⑬　ＣＣＴＶ設備
⑭　ダム放流制御設備
⑮　無停電電源装置（10kVA以上）

⑻　本業務の配置予定管理技術者は、平成29年4月24日の時点で、次の①から⑥のいずれか一つの条件及び⑦並びに⑧の条件を満たす者であること。

なお、①から⑥における業務経験は、国土交通省が定める「電気通信施設点検基準（案）」に示すいずれかの設備についての保守業務、点検業務、製造の実績とする（再委託の実績を含む）。また、建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績をもってこれに代えることができる。

①　学校教育法による大学、短期大学又は高等専門学校若しくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。

②　専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士若しくは高度専門士と称する者で、卒業後3年以上の業務経験を有する者であること。

③　学校教育法による高等学校、専修学校若しくはこれに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科若しくはこれらに相当する外国の学科を修めたもので、卒業後5年以上の業務経験を有する者であること。

④　上記①、②及び③以外の者で、7年以上の業務経験を有する者であること

⑤　以下のいずれかの資格を有する者。
・技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））
・技術士（電気電子部門）
・一級、二級電気工事施工管理技士
・第一種電気工事士

⑥　以下のいずれかの資格を有する者で、業務経験が3年以上あること。
・第一種、第二種、第三種電気主任技術者
・第二種電気工事士
・第一級、第二級総合無線通信士
・第一級、第二級陸上無線技術士
・第一級陸上特殊無線技士

⑦　通常の勤務時間において4時間以内に履行場所（天竜川ダム統合管理事務所）に到着できる場所を主たる勤務地としていること。

⑧　配置予定管理技術者は、国土交通省発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、平成29年4月24日現在の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）が、2億円未満かつ5件以下であること（本業務を含み、契約済み及び特定後未契約のものを含む。ただし、複数年契約の業務については、平成29年度の年割り額とする）。

⑼　配置予定管理技術者は、最大3名を限度として申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。